

平成30年4月17日

宮古島市

電気自動車普及促進に係る普通充電器の整備について

宮古島市は、低炭素社会の構築、生活コストや非常時の電源確保等の対策に向けて電気自動車の普及促進に努めています。昨年度、急速（中速）充電器の整備に加え、普通充電器を市の公共施設3カ所へ整備しましたので、その他の件も含め、発表致します。

1. 平成29年度における普通充電器の整備について

(1)目的

これまで電気自動車用の充電器整備に関しては、充電切れ対策等、充電のセーフティネットとして急速（中速）充電器を主に整備・運用してきましたが、昨年度の整備により市内全域を面的に網羅できることとなりました。

今後は、市民の皆様が各施設を利用される際に、その時間を活用して充電をすることで、電気自動車の利便性を高めることを目的として、普通充電器を徐々に整備していくこととしています。その際には、順番待ちを気にすることがストレスにならないよう、1カ所につき2口の充電器を設置することとしています。

(2)設置場所等

平成29年度は、以下の3カ所に設置完了し、平成30年3月より使用可能となっております。

- 市役所第二庁舎前（平良図書館前）
- 熱帯植物園前駐車場
- 市役所上野庁舎駐車場

(3)利用条件

- ①利用料金：無料
- ②利用時間帯：24時間利用可能

(4)利用上の注意点

①充電ケーブルの持参

充電器はコンセントタイプ（写真参照）となっているため、利用に際しては、200V用の充電ケーブルを持参頂き、接続して頂く必要があります。

②利用上の注意点

あくまで施設を利用される際に充電器を利用頂くことが目的となっておりますので、充電完了時は、なるべく早めに車輛を移動させるよう努めてください。また、充電器設置の趣旨をご理解の上、個人の駐車場、充電器として占用的な利用はご遠慮ください。利用状況を踏まえ、利用条件等を変更する可能性があります。

2. 平成 30 年度における普通充電器の整備について

平成 30 年度も引き続き、普通充電器の整備を予定しております。設置箇所は 2 カ所を予定しております。設置に向けて、設置場所に関する市民の皆様からのご意見を募集したいと考えております。

(1)設置場所の条件

- 市が所有する施設であり、施設利用の際に充電器を利用できることで利便性が高まることが想定される場所であること。
- 特定の個人や企業等が日常的かつ占用的に利用されることが想定される場所でないこと。

(2)意見募集期間

平成 30 年 4 月 17 日（火）～平成 30 年 4 月 27 日（金）

(3)意見提出方法

別紙の意見書様式により、直接持参、郵送、電子メール、FAX のいずれかによりご提出ください。

(4)選定方法

提出頂いたご意見を踏まえ、設置場所の施設や周辺環境、利便性等を踏まえ、総合的に判断致します。ご意見の多寡のみで決定するものではありません。

(5)設置予定時期

次世代自動車振興センターによる補助制度を活用する予定のため、各種手続きを踏まえ、12 月頃の運用開始を予定しております。

3. その他普及促進施策について

普通充電器の整備の他、本年度においては以下の施策を展開して参ります。

(1)電気自動車等導入補助金の実施について

平成 29 年度から開始しました電気自動車等導入補助金について、本日平成 30 年 4 月 17 日より申請の受付を行います。制度は昨年度と同様になります。

【制度の概要】

- 補助金交付申請：契約予定日の 1 ヶ月前までに補助金交付申請が必要。
- 補助対象経費・金額：車体本体価格またはリースに要する経費で上限 10 万円。
- 補助対象者：宮古島市民又は本市に本拠のある法人（同一年度で 1 台まで）。
- 年度内（平成 31 年 3 月 31 日まで）の納車が必要。

(2)電気自動車普及促進事業（一括交付金事業）

平成 28 年度から実施している電気自動車普及促進事業について、本年度は以下の項目に重点を置き、取り組んで参ります。

- 集合住宅における充電環境整備に向けた検証
- メンテナンス体制構築に向けた講座等の実施
- 電気自動車の充電に関する理解の促進

以 上

【お問い合わせ先】 宮古島市企画政策部エコアイランド推進課 三上、洲崎
電話：0980-73-0950（課直通）